

○原子力規制委員会規則第 号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第四十六条第三項」を「第四十七条第三項」に改める。

- 一 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）別表第一
- 二 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）別表第一

## 附 則

この規則は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。